

川崎市広報コーナー運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市の事業を広く市民に知らせることにより、市政への理解と関心を高めるため川崎駅東口地下連絡通路ショーウインドーを「川崎市広報コーナー（以下「コーナー」という。）」として使用するために必要な事項を定める。

(コーナーの場所)

第2条 コーナーの設置場所は、別図のとおりとする。

(使用できる事業)

第3条 コーナーを使用できる事業は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市が主催または共催する事業
- (2) 川崎市の外郭団体が主催する事業
- (3) 川崎市が関係する団体等が主催する事業で、川崎市の後援を受けた事業

(使用期間)

第4条 コーナーの使用期間は、原則として2週間以内とする。

(使用申し込み)

第5条 コーナーの使用申し込みは、次のとおりとする。

次年度中の掲出予定事業については、総務企画局シティプロモーション推進室が調整し、決定する。

前項の期間に掲出申し込みができないものについては、随時申し込み、総務企画局シティプロモーション推進室が調整し、決定する。

(使用申請)

第6条 コーナーを使用する所管課は、その局の広報広聴主任の承認を受け、「川崎市広報コーナー使用申請書」（様式1）を使用日当日までにかわさき情報プラザに提出し、使用承認を受けなければならない。また、川崎市の外郭団体若しくは関係団体等についても同様とする。

(使用場所及び設営等)

第7条 コーナーの使用は、原則として1面とするが、事業規模に応じ複数面の使用も申請することができる。

2 コーナーへの展示等は、使用課の責任で行うものとする。また、撤去についても同

様とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、コーナーの使用にあたり、次の事項を遵守する。

- (1) 使用に際し、コーナーの形状を変えないこと。
- (2) 火気、煙、ガス、悪臭、音声等を発生する恐れのある物品を持ち込まないこと。
- (3) 設営・撤去に際し、通行人に支障を及ぼさないこと。
- (4) 荷捌室、エレベーターの使用は、川崎地下街株式会社に申し出ること。
- (5) 使用後は、コーナーを原状に復すること。

2 前項の条項に違反し、川崎地下街株式会社に損害を与えたときは、使用課がその損害を補償する。

(使用の取消)

第9条 次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用の取消し、若しくはその後の申請を受理しないことができる。

- (1) 使用日当日までに第6条の申請がされないとき。
- (2) 使用の内容が、使用申請と異なるとき。
- (3) 第8条の条項に違反したとき。
- (4) その他、コーナーの管理上支障があると認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

CS-1-6		CS-2-6
CS-1-5		CS-2-5
CS-1-4		CS-2-4
B		
CS-1-3		CS-2-3
A		
CS-1-2		CS-2-2
CS-1-1		CS-2-1

市役所通り

C0-1-6		C0-2-6
C0-1-5		C0-2-5
C0-1-4		C0-2-4
		B
C0-1-3		C0-2-3
		A
C0-1-2		C0-2-2
CS-1-1		C0-2-1

新川通り

様式 1

所管課 → 総務企画局 シティプロモーション推進室

川崎市広報コーナー使用申請書		広報広聴主任の記名	
事業の名称			
所管課	局	室・課担当	TEL (内)
事業の概要			
事業の種類	☐ 展 示 ☐ ポスター ☐ そ の 他		
展 示 場 所	☐ 市役所通り ☐ A ☐ B		
	☐ 新川通り ☐ A ☐ B		
展 示 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
使用上の注意	・ コーナーの鍵は、掲示期間中に受け取り・返却すること。 ・ 使用後は、原状に復すること。 ・ 展示に際し、壁面にテープを使用しないこと。 ・ 設営は、入替日の10時半から速やかに行うこと。 ・ 撤去は、入替日の9時から10時の間に行うこと。 ・ 設営、撤去に際し、通行人に支障をおよぼさないこと。 ・ 荷捌室、エレベーターの使用は、川崎アゼリア側に申し出ること。		
担当 総務企画局 シティプロモーション推進室		TEL200-2287(内)23441 FAX200-3915(内)23499	